

上下水道料金のお支払いはコンビニ・ゆうちょ銀行・郵便局でもOK

水道課では、お客さまからご要望の多かった上下水道料金のコンビニエンスストアでの収納取扱サービスを、平成31年3月検針分の納入通知書（4月上旬発送）から開始します。

これまでの金融機関などに加えて、全国の提携コンビニで休日・夜間のお支払いも可能となり、大変便利になりました。

◆上下水道料金の取扱窓口

取扱窓口は次のとおりです。収納取扱金融機関と提携コンビニは、納入通知書の裏面に表示されています。

区分	窓口納付	口座振替
収納取扱金融機関	○	○
水道課	○	×
コンビニ（全国）	○	×
ゆうちょ銀行・郵便局 (東北6県)	○	○

※口座振替をご利用の方には納入通知書をお送りしていません

◆支払方法

コンビニのレジに納入通知書を提示し、現金でお支払い下さい。

次の納入通知書は、コンビニではお取り扱いができませんので、収納取扱金融機関または水道課でお支払い下さい。

1. コンビニで取り扱いできる金額の上限（30万円）を超えるもの。
2. 汚れなどによりバーコードの読み取りができないもの。
3. コンビニ収納取扱開始前に発行したもの。
(バーコードの印字がないもの)



◆集金制をご利用されているお客様へ

平成31年4月以降、上下水道料金の集金制を廃止いたします。

便利な口座振替の手続きをご利用ください。口座振替の手続きが間に合わない方は納入通知書を納付します。納入通知書が送付された方は、水道課・取扱金融機関・コンビニで納めることができます。

問水道課 上水道班(☎412・416・417)